平成29年度 公社等外郭団体との随意契約 一覧

平成30年3月31日現在

No.	団体名	業務名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
									地方自治法施行令第167条の2第1項											
						単独随契	競争見積	公募プロポ	1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	（一社）高知医療再生機構	平成29年度高知県地域医療再生事業	80,543,000	80,543,000	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								当事業は、医師の地域偏在の解消等を目的に、医師のキャリア形成支援や、県外からの医師の招聘等を高知大学をはじめとした県内医療関係機関と連携して行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医師確保・育成支援課
2	（一社）高知医療再生機構	平成29年度高知県勤務環境整備事業	4,759,356	4,759,356	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								当事業は、県内医療機関の勤務環境の改善を図るとともに、女性医師が県内医療機関に復職する場合の相談対応や復職に係る研修を受け入れる病院との調整を行うものであるため、県、高知大学及び県内医療機関等で構成する当該団体以外に適当な委託先はない。	医師確保・育成支援課
3	（公財）高知県文化財団	高知県立美術館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	1,708,697,000	329,797,083	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
4	（公財）高知県文化財団	高知県立歴史民俗資料館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	806,836,000	165,855,948	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
5	（公財）高知県文化財団	高知県立坂本龍馬記念館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	403,148,000	183,467,421	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・来館者の求めるものが本物志向へとシフトしていること ・龍馬に関する資料の収集や質の高い展示とった業務の充実が必要であること ・地域や学校、県内の文化施設等との信頼関係を保ち、継続的な運営を行う必要があること	文化振興課
6	（公財）高知県文化財団	高知県立文学館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	603,529,000	126,563,771	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								・地域の芸術文化の振興や継承など地域に根差した公共性の高い業務が実施できること ・資料などの収集・保存、調査研究、教育普及など地域の歴史や文化に高い専門性をもって長期的な視点で運営が可能であること ・高知県の中核的な文化施設として、県内各地の文化施設と連携しながら、地域や学校などと継続的な信頼関益を保ちながら事業を行っていく必要があること	文化振興課
7	（公財）高知県文化財団	石元泰博写真作品等著作権管理業務	5,347,120	5,347,120	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								高知県立美術館の指定管理者として、石元泰博氏の写真作品を管理しており、著作権の管理を総合的に実施できる体制とノウハウを有する唯一の団体であるため	文化振興課
8	（公財）高知県文化財団	櫓設営委託業務	25,073,283	4,031,105	H28.10.24 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該財団は県立歴史民俗資料館の指定管理者であり、岡豊城跡及び長宗我部氏の歴史に対して高い専門性を有し、櫓の設営場所である国史跡岡豊城跡の日常管理を行い、文化財保護法等専門的知見を持ち当該事業を効果的に実施できる唯一の団体であるため	文化振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	（公財）高知県文化財団	芸術祭開催事務委託料	13,975,000	13,975,000	H29.4.1　～ H30.3.31	○				○	セ								高知県芸術祭の魅力を高め、より多くの県民の方々に参加していただける事業にするためには、芸術文化に関する専門的知識はもとより、市町村、芸術文化団体、文化施設等とも連携した事業推進が必要不可欠であり、高知県内には同様の専門性、実績を有している事業者が他にいないため	文化振興課
10	（公財）高知県文化財団	文化芸術振興ビジョン推進事業委託料	7,382,000	7,382,000	H29.4.1　～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県文化財団は本県の文化芸術活動の推進母体としての役割を担う団体であり、文化芸術に関する高い専門性を持って県立文化施設の運営に携わるとともに、市町村や文化芸術団体等とも連携して事業を企画・実施している。 新たに策定した「高知県文化芸術振興ビジョン」の推進をはかり、高知県の文化芸術の振興をすすめるためには、文化芸術に関する専門的知識はもとより、市町村、芸術文化団体、文化施設等とも連携した事業推進が必要不可欠であり、高知県内には同様の専門性、実績を有している事業者が他にいないため	文化振興課
11	（公財）土佐山内記念財団	高知県立高知城歴史博物館の管理運営代行業務（指定管理者制度）	1,246,381,000	262,799,498	H28.4.1　～ H33.3.31	○				○	セ								・資料の保存継承、調査研究、展示公開、教育普及といった効率性だけでは捉えられない業務への取り組みが必要であること ・高い専門性を持って長期的な視点で運営を行うには、歴史や美術工芸、保存などの各分野に精通した同財団の学芸員の専門的知識や技術、蓄積してきたノウハウや実績、各研究機関等との信頼関係が不可欠であること ・文化施設の管理運営は、単なる施設の管理にとどまらず、専門的な知識を有する人材を配置した上で、数年間にわたる調査研究や展覧会の企画立案等により業務が行われるべきものであること	文化振興課
12	（公財）高知県国際交流協会	平成29年度高知県研修員受入業務	7,392,991	7,392,991	H29.4.1　～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県国際交流協会は、国際交流や国際協力に関して、国、県及び関係団体と連携し、事業を行うことを目的とする県内唯一の公益法人である。また、中南米県人会への活動支援や、フィリピンなど友好交流国との民間交流支援を業務として担っており、相手国等との円滑な調整や、研修生受入による波及効果が得られる。さらに、研修生等受入事業受託実績があり、ノウハウを有することから、より迅速かつ効率的に事務を行うことができる。	国際交流課
13	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託（県費）	74,137,000	74,137,000	H29.4.1　～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るため、人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、県等の出捐により設立、運営されている。「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第1項において県の責務として定める人権意識の高揚を目的として実施する当該業務の委託にあたり、公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他にないため。	人権課
14	（公財）高知県人権啓発センター	高知県人権啓発研修事業委託(国費)	7,638,000	7,638,000	H29.5.15　～ H30.3.31	○				○	セ								人権啓発研修事業は、啓発活動を通じて人権問題の解決を図ることを目的とした国の委託事業であり、その性格上、地方公共団体がこれにあたることが予定されている。再委託先の(公財）高知県人権啓発センターについても、あらゆる人権問題の解決を図るため人権に関する啓発研修等の事業を行うことを目的として県等の出捐により設立・運営されている法人であり、県としても同法人を人権啓発を推進するうえでの中核と位置づけており、他に当該委託業務を再委託できるものがないため。	人権課
15	（公財）高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センター管理運営委託（指定管理者制度）	33,318,000	11,179,000	H29.4.1　～ H30.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの。	人権課
16	（公財）高知県人権啓発センター	高知県私立学校人権教育指導業務委託	3,102,000	3,102,000	H29.4.1　～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県人権啓発センターは、様々な人権問題に関する啓発・研修事業を一元的に実施しており、この委託事業である人権教育の指導、研修を総合的に実施できるノウハウと体制を持っているのは同センター以外にないため。	私学・大学支援課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
17	（公財）高知県スポーツ振興財団	県立春野総合運動公園の管理運営業務（指定管理者制度）	1,082,182,000	216,004,000	H26.4.1　～　H31.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	公園下水道課
18	（公財）高知県スポーツ振興財団	県立県民体育館、県立武道館及び県立弓道場の管理運営業務（指定管理者制度）	550,964,000	106,481,000	H27.4.1　～　H32.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て、選定したもの	スポーツ課
19	（一財）高知県地産外商公社	アンテナショップ「まるごと高知」賃貸借契約	4,633,156（109,079,508円と公社の平成29年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	4,633,156（109,079,508円と公社の平成29年度の収益事業における収入から費用を控除した金額のいずれか低い方。）	H29.4.1　～　H30.3.31	○				○	コ								本契約は、アンテナショップ「まるごと高知」の運営に必要となる店舗及び執務室の物件を貸し付けるものであり、「まるごと高知」の運営と地産外商戦略の推進のために設立した一般財団法人高知県地産外商公社以外に貸付先はないため。	地産地消・外商課
20	（一財）高知県地産外商公社	地産外商公社へ派遣する県職員の建物物件への入居にかかる契約	1,128,000	1,128,000	H29.4.1　～　H30.3.31	○				○	ア								不動産の賃貸にかかる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。	地産地消・外商課
21	(公財)高知県産業振興センター	中小企業団地内公園管理委託業務	924,897	924,897	H29.4.1　～　H30.3.31	○			○										地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（高知県産業振興センターが管理運営している「ぢばさんセンター」に隣接しているため、ぢばさんセンターの管理に付随して日々の公園管理が可能であり、県が単独で公園維持管理を行うより経済的である。また、県が出えんする公益財団法人である高知県産業振興センターは公共財産の管理運営に習熟しており管理者として適している。）	商工政策課
22	(公財)高知県産業振興センター	ものづくり総合技術展開催等委託業務	51,488,038	51,488,038	H29.4.1　～　H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
23	(公財)高知県産業振興センター	見本市出展業務委託	49,744,598	49,744,598	H29.4.1　～　H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
24	(公財)高知県産業振興センター	見本市出展業務委託	44,066,784	44,066,784	H28.4.1　～　H30.3.31	○				○	セ								（公財）高知県産業振興センターは、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定されており、高知県内の中小企業を支援する中核的な機関である。 また、本委託業務は産業振興計画に掲げる「ものづくりの地産地消・外商」の促進策であり、県が行う中小企業支援事業の実施体制の中心である同法人に随意契約により委託するものとした。	工業振興課
25	（一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会	検体採取補助業務委託	1,687,500	1,687,500	H29.4.1　～　H30.3.31	○				○	セ								本業務は、死亡牛のBSE検査の補助業務である。 検査結果が判明するまでの間は死体を一時保管する必要があるが、本県では、農場の汚染を防ぎ検査を効率的に行うため、冷凍輸送車で農場から死体を回収し、車内で検体採取、車内保管庫で死体の保管を行っている。 当該団体は、冷凍輸送車を保有し、48ケ月齢以上の死亡牛の収集・運搬に関する事業を実施している県内唯一の機関であることから、本業務が実施できる団体は当該団体しかない。	畜産振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	(一社)高知県森林整備公社	平成29年度高知県県営林造林事業	13,420,080	13,420,080	H29.4.5 ～ H30.3.31	○				○	ス								県営林事業については、昭和46年度以降造林事業を委託して実施し、全県下に展開する県営林の実情について仔細に把握していることから、本業務の委託先は森林整備公社以外にない。	森づくり推進課
27	(公財)高知県山村林業振興基金	高知県立林業学校研修業務等委託業務	40,033,921	40,033,921	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								本業務は、「①基礎課程の技能講習・安全教育に関すること」、「②基礎課程のインターンシップに関すること」、「③基礎課程の就業ガイダンスに関すること」、「④短期課程の運営等に関すること」を行うものである。 同団体は、林業事業体の経営基盤の強化を図るためのコンサルタント事業、林業に従事する方の育成や確保をするための研修事業や雇用条件の改善を図るための事業を行っている。 委託する業務のうち、①及び④の業務にあたっては、労働安全衛生法14条及び61条により、都道府県労働局長の登録を受けた者である必要があり、全ての技能講習等の登録を受けている県内団体は、同団体のみである。 また、③では、林業事業体等と研修生のコーディネイトや助言、④では、就業相談会等の実施を求めており、対応するためには職業安定法第33条第1項の規定による許可が必要であることと併せて、専門的な知識や技術、蓄積されたノウハウや実績、各事業体等との信頼関係が不可欠であり、実施できる業者は同団体以外にない。	森づくり推進課
28	(公財)高知県山村林業振興基金	高知県立森林研修センター研修館管理代行業務(指定管理者制度)	35,536,000	12,403,000	H27.4.1 ～ H30.3.31			○		○	テ								外部有識者等による審査委員会の審査を経て決定したもの。	森づくり推進課
29	(公財)高知県山村林業振興基金	平成29年度新規就業者職業紹介アドバイザー委託業務	4,646,381	4,646,381	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								当団体は、①厚生労働大臣から「無料職業紹介事業」の許可を受けている②事業実施に必要な指導者がいる③労確法第11条により林業労働力確保支援センターとして県から指定されている④林業に関する専門的知識を有し、林業事業体の現状を把握している、ことから効果的に就業促進に結びつく活動を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課
30	(公財)高知県山村林業振興基金	平成29年度労働環境改善計画事前審査委託業務	4,212,000	4,212,000	H29.5.18 ～ H30.3.31	○				○	セ								当団体は、①労働環境改善計画の内容や関連する法令等を理解している②林業に関する専門的知識を持ち、林業事業体の現状を把握している③林業労働力確保支援センターの指定を受けているのは当団体のみ、であることから効果的かつ精度の高い事前審査を実施できる者は当団体以外にない。	森づくり推進課
31	(公財)高知県牧野記念財団	外来種(植物)生育分布調査業務	2,312,280	2,312,280	H29.4.1 ～ H30.3.30	○				○	セ								高知県の植物に関して高度で専門的な知識及び外来種(植物)の生育状況等の最新データを有していること、かつ精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が当財団以外ないため。	環境共生課
32	(公財)高知県牧野記念財団	高知県レッドデータブック(植物編)改訂委託業務	24,224,920	9,385,200	H29.4.1 ～ H32.3.31	○				○	セ								高知県の植物に関して高度で専門的知識及び絶滅のおそれのある植物種の生育状況等の最新データを有していること、かつ精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が当財団以外ないため。	環境共生課
33	(公財)高知県牧野記念財団	希少野生植物食害防止対策(調査)委託業務	2,516,400	2,516,400	H29.5.2 ～ H30.3.20	○				○	セ								本業務は、ニホンジカによる食害の被害が顕著である、高知県内の森林において現地調査を行い収集した希少野生植物の状況、生育場所等のデータを基に、防護柵の設置箇所の選定、設置等の保護対策を講じるもので、希少野生植物の生育・生息場所等の分布状況に詳しく、専門的知識があり、より精度の高い分析・評価・整理のできる体制が必要となり、条件を満たすことのできる団体が当財団以外にないため。	環境共生課
34	(公財)高知県牧野記念財団	高知県立牧野植物園管理運営代行業務	1,792,134,000	356,323,265	H28.4.1 ～ H33.3.31	○				○	セ								指定管理者の選定にあたり、植物に関する専門知識、栽培管理能力等が求められ、条件を満たす者が当団体以外にないため。	環境共生課
35	(公社)高知県建設技術公社	平成29年度高知県土木部新規採用職員長期研修委託業務	1,944,000	1,944,000	H29.5.1 ～ H29.9.30	○				○	セ								本研修は、平成29年度に新規採用された高知県の土木技術職員に対し、基礎的な実務研修を行い、早期に新規採用職員の資質向上を図るものであるが、土木積算システムを利用した積算の研修を行える事業者は、(公社)高知県建設技術公社しかいないため。	土木政策課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
36	(公社)高知県建設技術公社	平成29年度高知県建設業事業継続計画認定委託業務	1,186,920	1,186,920	H29.5.12 ～ H30.3.31	○				○	セ									(公社)高知県建設技術公社は、高知県防災エキスパートの事務局を行うなど、南海トラフ地震対策をはじめとした災害対応の専門知識を備えており、また、建設会社の人員及び資機材の保有状況や調達先などの秘匿情報をもとに審査に係る基礎資料の作成を中立かつ公平な立場で行える唯一の者であるため。	土木政策課
37	(公社)高知県建設技術公社	平成29年度高知県土木部技術職員基礎研修委託業務	1,328,400	1,328,400	H29.6.26 ～ H30.2.28	○				○	セ									本研修では、高知県の土木積算システムに基づく研修科目を予定しており、研修を行える事業者は、県と同一の積算システムを保有し、同システムに精通した(公社)高知県建設技術公社しかいないため。	土木政策課
38	(公社)高知県建設技術公社	平成29年度土木積算基準改定作業委託業務	14,054,040	14,054,040	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ									県及び市町村が実施する公共事業では、工事費等の積算業務に土木積算システムを活用しており、国から提供される積算基準や県が調査した単価情報等を基に、システム情報を最新情報に更新する必要がある。 このシステム情報を県及び市町村の業務に支障を来さないよう短期間かつ確実に更新するためには、土木積算システムの詳細構成をはじめ、予定価格の基礎となる官積算の概念や、積算基準の変遷に基づいた県独自の運用方針等を熟知しているものが実施する必要があることから、委託先は、これらの条件をすべて備えた高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
39	(公社)高知県建設技術公社	電子納品運用支援等(その1)委託業務	799,200	799,200	H29.4.3 ～ H30.3.30	○				○	セ									本業務は、公共事業を執行するうえで必要となる電子納品や、CAD操作等の情報技術に関して、高知県職員からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務を実施するものである。 この業務を実施するためには、公共事業の執行過程で必要となる情報技術に関する知識や、運用方法等について熟知している必要がある。 このため、契約の相手方としては、公共事業の情報技術に関するヘルプデスクの実績があり、県及び市町村から工事監督及び工事検査といった発注者支援業務を受託した実績がある(公社)高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
40	(公社)高知県建設技術公社	CAD操作職員研修委託業務	1,301,400	1,301,400	H29.4.12 ～ H30.2.28	○				○	セ									本業務は、公共事業の執行において必要となる設計図面をCADソフトで作成するための研修であり、工事発注時に使用する2次元図面や、事業の住民説明時に使用する3次元図面等の公共事業の執行における各段階で必要となる図面の作成方法について研修する必要がある。 このため、契約の相手方として、計画から維持管理までの公共事業執行全般に関して熟知し、県や市町村の発注者支援業務を実施している(公社)高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
41	(公社)高知県建設技術公社	建設生産システム効率化検討普及委託業務	1,198,800	1,198,800	H29.6.6 ～ H30.3.25	○				○	セ									本業務は、高知県建設業活性化プランの取り組みの一つである、建設生産システムの効率化に向けた情報化技術の活用促進について、委員会の開催や講習会等の普及活動を実施するものである。 この業務を実施するためには、公共事業の執行過程で必要となる情報化技術に関する知識や、運用方法等について熟知している必要がある。また、国土交通省及び建設事業者等の情報化技術の実施状況に精通している必要がある。 このため、契約の相手方としては、公共事業の情報化技術に関する業務の実績があり、自治体や建設事業者向けの新技術等の講習会を実施している(公社)高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課
42	(公社)高知県建設技術公社	電子納品運用支援等(その3)委託業務	1,225,800	1,225,800	H30.2.23 ～ H30.3.31	○				○	セ									本業務は、次年度以降に発注を予定しているICT活用工事(ICT土工)において、中小企業にとっては大きな負担とされている設計図面の3次元モデル作成を行い、施工業者に提供することで、ICT活用工事(ICT土工)の更なる普及に繋げることが目的である。 この業務を実施するためには、ICTに関する知識や運用方法等について熟知し、公共事業の設計、施工、管理、検査における3次元図面の利用に関する課題の抽出や、3次元化に要する適正な費用の検討を行う必要が必要がある。 また、国土交通省及び建設事業者等の情報化技術の実施状況に精通している必要がある。 このため、契約の相手方としては、公共事業の情報化技術に関する業務の実績があり、地方自治体が発注する公共工事の設計積算や現場監督を実施している公益社団法人高知県建設技術公社以外にない。	技術管理課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
43	(公社)高知県建設技術公社	道路台帳管理委託業務	4,136,400	4,136,400	H29.10.7 ～ H30.3.25	○				○	セ								道路台帳は膨大な数値データと図面から成り立っており、その補正業務に際しては道路台帳補正基準に合致した正確なデータ作成が必要となる。平成14年度より、高知県の道路台帳補正業務はすべて民間コンサルタントへの委託により実施されており、補正業務に際しては、道路台帳作成要領に基づく詳細な知識や技術を必要とすることから、民間コンサルタントが要領どおり細部にわたり正確に行うため、道路台帳補正にかかる技術指的指導を行う機関が必要である。 公益社団法人高知県建設技術公社は、昭和52年道路台帳補正業務開始当時から継続的に補正業務を受託しており、その補正作業要領を熟知し、また、平成13年度に構築された道路台帳管理システムにも精通していることから、本管理業務を遂行できるのは同公社以外にはない。	道路課
44	(公社)高知県建設技術公社	和食川特定構造物改築工事積算施工管理委託業務	3,373,920	0	H28.7.28 ～ H30.3.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規定に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
45	(公社)高知県建設技術公社	野根漁港水産生産基盤整備技術審査補助委託業務	197,640	0	H29.2.9 ～ H29.5.10	○				○	セ								本業務は、漁生産第1-2号　野根漁港水産生産基盤整備工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の用件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではないこと。 以上の理由により、公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約する。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
46	（公社）高知県建設技術公社	和食ダム本体建設工事積算基準書照査委託業務	6,166,800	6,166,800	H29.4.7 ～ H30.3.23	○				○	セ								本業務は、現在実施中の和食ダム本体建設工事で発生した左岸追加掘削に伴い、別途業務で民間コンサルタントが作成中の「変更設計書の基礎となる積算基準書」について照査するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社（以下「同公社」という。）は、県及び市町村の建設・建築技術行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は、定款第4条に記載されている事業の一つである「建設・建築事業（住宅関連事業を除く。）に関する発注者支援の業務」を促進するため高知県と同一の積算システムを保有し、設計書の作成業務を熟知しており、発注者と同一の視点から業務を実施できる。また、同公社は和食ダム本体建設工事の当初積算基準書及び設計書作成業務も実施しており、当初設計書について熟知している。これらのことから、同公社が本業務を遂行するに必要な能力を有する唯一の機関と判断し、随意契約の相手方として選定する。	安芸土木事務所
47	（公社）高知県建設技術公社	国道493号地域の安全安心推進積算委託業務	367,200	367,200	H29.5.12 ～ H29.8.31	○			○										この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
48	（公社）高知県建設技術公社	奈半利川総合流域防災工事(清水バイパス)実施積算委託業務	2,334,960	2,334,960	H29.6.1 ～ H30.3.14	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
49	（公社）高知県建設技術公社	和食川特定構造物改築工事積算委託業務	893,160	893,160	H29.6.2 ～ H29.10.31	○			○										この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
50	（公社）高知県建設技術公社	安芸川外1河川河川災害測量設計積算委託業務	1,479,600	1,479,600	H29.7.3 ～ H29.12.10	○								○					安芸川（安芸市僧津外）における梅雨前線豪雨に伴う河川災害の測量・設計及び積算について、緊急の必要により上記業者に発注済みであるため緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の2の（2）のク）に該当	安芸土木事務所
51	（公社）高知県建設技術公社	都市計画道路安芸中央インター線県単街路整備実施積算委託業務	572,400	572,400	H29.7.11 ～ H29.10.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので，高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
52	（公社）高知県建設技術公社	県道安田東洋線防災・安全交付金積算委託業務	2,149,200	2,149,200	H29.9.1 ～ H30.5.10	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
53	(公社)高知県建設技術公社	国道493号(北川道路)積算委託業務	604,800	604,800	H30.2.5 ～ H30.5.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の促進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	安芸土木事務所
54	(公社)高知県建設技術公社	奈路谷川通常砂防工事積算・施工管理委託業務	2,832,840	2,832,840	H28.5.27 ～ H29.5.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
55	(公社)高知県建設技術公社	国道195号防災・安全交付金(大栃橋下部工)積算施工管理委託業務	4,658,040	4,658,040	H28.9.6 ～ H29.6.5	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の施工監理及び変更設計書作成を行う業務である。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
56	(公社)高知県建設技術公社	国道195号防災・安全交付金(大栃橋上部工)技術審査補助委託業務	443,880	443,880	H29.2.28 ～ H29.7.31	○				○	セ									本業務は、国道195号大栃橋上部工工事の発注時における総合評価方式の技術提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助であり、次の要件を満たす者でなければ契約の相手方になり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札関係者の個人情報を多数入手することになり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではないこと。 以上の理由により、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
57	(公社)高知県建設技術公社	県道本川大杉線防災・安全交付金積算委託業務	1,458,000	1,458,000	H29.6.29 ～ H29.9.30	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
58	(公社)高知県建設技術公社	上韮生川他5河川地域の安全安心推進委託業務	2,581,200	2,581,200	H29.7.10 ～ H29.11.30	○								○						7月1日の豪雨により河川護岸が決壊したため、災害申請を行うこととなった。災害査定を受けるにあたって測量・設計積算を早急に行う必要があり上記業者には発注依頼済であるため。(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知)の2の(2)のクに該当 契約予定業者は、災害業務に精通し、土木積算システムを取り扱えることにより早急な積算対応が可能なため高知県建設技術公社を選定する。	中央東土木事務所
59	(公社)高知県建設技術公社	国道195号防災・安全交付金(大栃橋上部工)施工管理委託業務	302,400	0	H29.8.25 ～ H30.6.30	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の施工監理及び変更設計書作成を行う業務である。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
60	(公社)高知県建設技術公社	県道坂瀬吉野線外1路線道路災害復旧測量設計積算委託業務	1,393,200	1,393,200	H29.10.23 ～ H30.2.28	○								○					県道坂瀬吉野線は平成26年の災害発生後、通行止めとなっており今年度の工事をもって通行止めを解除できる見通しとなっていたが、今回の29災発生により、現道遮断され上流の工事現場への迂回路もない状態となったため、本業務箇所の早期の着手・完了が必要不可欠となった。 (公社)高知県建設技術公社は、県から職員の派遣を受け、行政的な体制・運営のもとで、永年に亘りこれらの機能とノウハウを蓄積し、災害復旧事業の測量・設計・積算、県及び市町村の支援機関としての実績を積み重ねている、本県における唯一の公的機関であり、早急な対応が可能である。 そのため、高知県建設技術公社が本件業務の委託期間として最も相応しく、また他に該当する期間は存在しないことから、同公社に対して委託するものである。	中央東土木事務所
61	(公社)高知県建設技術公社	相川川地域の安全安心推進河川災害測量設計委託業務	453,600	453,600	H29.10.26 ～ H29.11.24	○				○	セ								本業務は、相川川において発生した河川災害の査定設計書を作成するために、現地確認、設計及び積算を実施するものである。 査定設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
62	(公社)高知県建設技術公社	下井川他1河川広域河川改修工事協定書資料作成委託業務	1,674,000	0	H30.2.6 ～ H30.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が香南市と協定する工事について、協定書に必要な書類(設計書等)を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
63	(公社)高知県建設技術公社	県道大川土佐線道路災害復旧設計積算委託業務	172,800	172,800	H30.2.8 ～ H30.3.5	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央東土木事務所
64	(公社)高知県建設技術公社	高知港県単改良工事発注者支援委託業務	3,845,880	3,845,880	H28.4.26 ～ H29.5.31	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
65	(公社)高知県建設技術公社	国分川地震高潮対策積算等委託業務	3,750,840	3,750,840	H28.10.26 ～ H30.3.31	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
66	(公社)高知県建設技術公社	高知港海岸(若松町地区)高潮対策工事技術審査補助委託業務	559,440	559,440	H29.1.24 ～ H29.4.30	○				○	セ								本業務は高知港海岸(若松町地区)高潮対策工事の発注時における総合評価方式の提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の要件を満たすものでなければ契約の相手方となり得ず、競争入札に適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当でないこと。 以上の理由により、(公社)高知県建設技術公社と随意契約を締結するものである。	高知土木事務所
67	(公社)高知県建設技術公社	下田川地震高潮対策積算等委託業務	1,264,680	1,264,680	H29.4.8 ～ H30.2.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
68	(公社)高知県建設技術公社	高知港地域の安全安心推進(環境整備工事発注者支援)委託業務	139,320	139,320	H29.4.19 ～ H29.5.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項												
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
69	(公社)高知県建設技術公社	高知港海岸(新田町地区)高潮対策工事実施積算委託業務	853,200	853,200	H29.5.27 ～ H29.8.26	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
70	(公社)高知県建設技術公社	本江田川外2河川地震高潮対策積算等委託業務	5,123,520	5,123,520	H29.5.30 ～ H30.3.29	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
71	(公社)高知県建設技術公社	都市計画道路朝倉駅針木線地域の安全安心推進工事積算支援委託業務	2,041,200	2,041,200	H29.6.3 ～ H30.3.20	○				○	セ									この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
72	(公社)高知県建設技術公社	県道高知本山線地域の安全安心推進積算委託業務	540,000	540,000	H29.6.3 ～ H29.6.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
73	(公社)高知県建設技術公社	高知港環境整備工事発注者支援委託業務	2,824,200	2,824,200	H29.6.14 ～ H30.3.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
74	(公社)高知県建設技術公社	県道高知春野線外2路線地域の安全安心推進工事積算支援委託業務	1,371,600	1,371,600	H29.6.15 ～ H29.10.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
75	(公社)高知県建設技術公社	鏡川河川改修測量設計積算委託業務	766,800	766,800	H29.6.23 ～ H29.9.30	○								○					高知県と同一の積算システムを唯一保有しており、測量から積算業務を緊急に行えるのは(公社)高知県建設技術公社以外にないため。	高知土木事務所
76	(公社)高知県建設技術公社	県道北本町領石線地域の安全安心推進工事積算支援委託業務	1,090,800	1,090,800	H29.7.5 ～ H29.8.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
77	(公社)高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線県単街路整備技術審査補助委託業務	379,080	379,080	H29.7.8 ～ H29.9.15	○				○	セ								公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 本業務は、高知県が発注する都市計画道路高知駅秦南線防災・安全社会資本整備交付金工事(道交都(防災・安全)第1-1号)の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の要件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、競争入札には適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解をゆうしていること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
78	（公社）高知県建設技術公社	高知港県単改良工事発注者支援委託業務	604,800	604,800	H29.7.28 ～　H29.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
79	（公社）高知県建設技術公社	介良川外1河川地震高潮対策積算等委託業務	3,260,520	3,260,520	H29.9.15 ～　H30.3.28	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
80	(公社)高知県建設技術公社	久万川地震高潮対策積算等委託業務	1,577,880	1,577,880	H29.9.15 ～ H30.3.27	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
81	(公社)高知県建設技術公社	県道高知春野線外2路線地域の安全安心推進工事積算・施工管理支援委託業務	3,733,560	3,733,560	H29.10.13 ～ H30.3.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の請負工事の監督や変更設計書を作成するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
82	(公社)高知県建設技術公社	高知港改修(重要)工事発注者支援委託業務	548,640	548,640	H29.11.30 ～ H30.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
									地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
						単独随契	競争見積	公募プロポ	1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
83	(公社)高知県建設技術公社	都市計画道路高知駅秦南町線県単街路整備技術審査補助委託業務	367,200	0	H30.3.13 ～ H30.4.30	○				○	セ								公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 本業務は、高知県が発注する都市計画道路高知駅秦南線県単街路整備工事(単街(地特)第6-10号)の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の要件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、競争入札には適さない。 (1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 (2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではないこと。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	高知土木事務所
84	(公社)高知県建設技術公社	県道高知南環状線道路改良工事技術審査補助・実施積算委託業務	1,036,800	1,036,800	H29.3.17 ～ H29.7.31	○				○	セ								この業務は高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
85	(公社)高知県建設技術公社	宇治川(天神ケ谷川)床上浸水対策事業支援(その1)委託業務	11,881,080	11,881,080	H29.3.29 ～ H29.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程および高知県土木設計等委託業務監督規程に基づき、請負工事および委託業務の監督を行い工事の請負契約および業務の委託契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
86	(公社)高知県建設技術公社	日下川外床上浸水対策事業支援(その1)委託業務	11,881,080	11,881,080	H29.3.29 ～ H29.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程および高知県土木設計等委託業務監督規程に基づき、請負工事および委託業務の監督を行い工事の請負契約および業務の委託契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
87	(公社)高知県建設技術公社	県道石鎚公園線防災・安全交付金工事技術審査補助委託業務	319,680	319,680	H29.6.7 ～ H29.9.4	○				○	セ								この業務は高知県が発注する工事について、技術審査補助(総合評価)を実施するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県等の発注する工事について、品確法に基づく総合評価方式による技術審査業務に精通していることから、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
88	(公社)高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金実施積算技術審査補助委託業務	2,408,400	0	H29.6.30 ～ H30.8.31	○				○	セ								この業務は高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していない ため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。 この業務は、高知県が発注する工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、次の要件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、競争入札に適さない。 ・ 総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。 ・ 業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが予想される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当ではない。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
89	(公社)高知県建設技術公社	南谷川河川改修工事(橋梁下部工)実施積算委託業務	604,800	604,800	H29.7.19 ～ H29.8.31	○				○	セ								この業務は高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
90	(公社)高知県建設技術公社	宇治川(天神ケ谷川)床上浸水対策事業支援(その2)委託業務	8,802,000	8,802,000	H29.9.29 ～ H30.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程および高知県土木設計等委託業務監督規程に基づき、請負工事および委託業務の監督を行い工事の請負契約および業務の委託契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
91	(公社)高知県建設技術公社	日下川外床上浸水対策事業支援(その2)委託業務	8,802,000	8,802,000	H29.9.29 ～ H30.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が実施する事業の設計、用地買収、施工の各段階において、設計、工程管理、地元及び関係行政機関等への説明、品質管理及びコスト縮減等の各種マネジメント業務を行うCM業務である。業務においては、発注する請負工事および委託業務の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事および委託業務の監督を行う。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程および高知県土木設計等委託業務監督規程に基づき、請負工事および委託業務の監督を行い工事の請負契約および業務の委託契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
92	(公社)高知県建設技術公社	小野川外4河川設計書作成委託業務	918,000	918,000	H29.10.28 ～ H29.12.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有しておらず、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さないため、同公社と随意契約を行うものである。	中央西土木事務所
93	(公社)高知県建設技術公社	国道494号社会資本整備総合交付金積算等委託業務	2,084,400	2,084,400	H28.12.15 ～ H30.1.15	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の設計書を作成するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
94	(公社)高知県建設技術公社	国道439号(木屋ヶ内第1号橋)地域の安全安心推進下部工工事積算委託業務	367,200	367,200	H29.4.26 ～ H29.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
95	（公社）高知県建設技術公社	国道439号社会資本整備交付金(木屋ヶ内第1号橋下部工)工事積算施工管理委託業務	5,299,560	5,299,560	H29.6.17 ～ H30.3.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
96	（公社）高知県建設技術公社	国道439号社会資本整備交付金(木屋ヶ内第1号橋下部工)技術審査補助委託業務	133,920	133,920	H29.6.17 ～ H29.10.14	○				○	セ								この業務は、道交国（改築）第109－006－11号国道439号社会資本整備総合交付金（木屋ヶ内第1号橋下部工）工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有している者でなければ契約の相手方となり得ず、また業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントは適当でない。以上の理由により競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
97	（公社）高知県建設技術公社	県道作屋影野停車場線防災・安全交付金(橋梁上部工)工事積算委託業務	1,242,000	1,242,000	H29.6.27 ～ H30.3.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものでる。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
98	（公社）高知県建設技術公社	県道窪川船戸線防災・安全交付金(岩土ﾄﾝﾈﾙ)積算照査委託業務	918,000	918,000	H29.7.7 ～ H29.8.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものでる。公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
99	(公社)高知県建設技術公社	県道十和吉野線道路改良(橋梁下部工)工事積算委託業務	1,302,480	1,302,480	H29.8.25 ～ H30.3.26	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。公益財団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
100	(公社)高知県建設技術公社	町道佐渡鷹取線社会資本整備校合交付金(佐渡鷹取ﾄﾝﾈﾙ)積算照査委託業務	864,000	864,000	H29.9.15 ～ H29.12.31	○				○	セ								この業務は、高岡郡梼原町佐渡で発注を予定している(仮称)佐渡鷹取トンネルの実施設計書の積算照査業務であり、積算歩掛、労務・資材の単価等、非公表・非公開情報を取り扱うことから、いわゆる民間事業者への委託には適さない業務性質を持ち合わせている。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の土木技術支援を目的に設立された公益社団法人である。 本県の積算基準に精通し、トンネルや橋梁等の重要構造物をはじめ、県・県内市町村が発注する土木工事の測量設計、設計積算、施工管理・監督業務を数多く受託しており、当委託業務を円滑に遂行できる県内唯一の機関と判断される。 以上のことから、当委託業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。 同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所
101	(公社)高知県建設技術公社	県道窪川船戸線(岩土ﾄﾝﾈﾙ)防災・安全交付金技術審査補助委託業務	345,600	345,600	H29.9.23 ～ H29.11.30	○				○	セ								この業務は、道交地防安(改築)第101－025－5号　県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望者情報、提案内容及び評価結果等入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、(1)の要件を満たす者でなければ契約の相手方となり得ず、また、(2)の理由により競争入札に適さない。(1)総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有していること。(2)業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加する想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当でない。以上の理由により、公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約する。	須崎土木事務所
102	(公社)高知県建設技術公社	町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取TN)技術審査補助委託業務	324,000	324,000	H29.10.27 ～ H30.1.31	○				○	セ								この業務は、道交国(受託)第176-002-3号町道佐渡鷹取線線社会資本整備総合交付金(佐渡トンネル)工事の発注時における総合評価方式の入札参加希望情報、提案内容及び評価結果等、入札に関する情報を整理する技術審査補助業務であり、総合評価方式による発注業務について、十分な知識と理解を有している者でなければ契約の相手方となり得ず、また、業務上、工事発注者が公表すべきでない情報及び保護すべき入札参加者の個人情報を多数入手することとなり、入札に参加することが想定される一般の建設業者、建設コンサルタントでは適当でない。 以上の理由により、公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約を行うものである。	須崎土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
103	(公社)高知県建設技術公社	国道321号社会資本整備総合交付金積算施工管理補助委託業務	3,354,480		H28.6.9 ～ H29.7.14	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。設計書作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務を出来ない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務をに関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである	幡多土木事務所
104	(公社)高知県建設技術公社	土佐西南大規模公園(大方地区)多目的グラウンド整備工事積算施工管理委託業務	2,512,080		H28.9.15 ～ H29.7.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注下小路の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社との随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
105	(公社)高知県建設技術公社	土佐西南大規模公園(大方地区)多目的グラウンド電気設備改修工事積算施工管理委託業務	2,841,480		H29.1.26 ～ H29.9.20	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。また、監督業務は高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実勢を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
106	(公社)高知県建設技術公社	県道安満地福良線防災・安全交付金積算施工管理支援委託業務	5,354,640		H29.3.21 ～ H30.3.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の変更設計書を作成するとともに、請負工事の監督等を実施するものである。設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規定に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている業務の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
107	(公社)高知県建設技術公社	国道321号社会資本整備総合交付金山路橋上部工工事技術審査補助委託業務	307,800	307,800	H29.5.16 ～ H29.8.3	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の技術審査補助業務を実施するものである。技術審査補助業務は、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は、定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知していることに加え、本業務対象工事の実施設計書作成を行っていることもあり、技術審査補助として最も適していると言える。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
108	(公社)高知県建設技術公社	蛎瀬川(門口橋)上部工工事発注者支援委託業務	734,400	734,400	H29.7.14 ～ H29.8.2	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施積算業務を実施するものである。実施積算業務は、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	幡多土木事務所
109	(公社)高知県建設技術公社	県道中村宿毛線地域の安全安心推進積算支援委託業務	745,200	745,200	H29.8.25 ～ H29.9.30	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。設計書の作成は、県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。同公社は定款に記載されている業務の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適せず、同公社と随意契約を行うもの。	幡多土木事務所

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
110	（公社）高知県建設技術公社	県道安満地福良線地域の安全安心推進積算支援委託業務	993,600	993,600	H29.11.28 ～ H30.1.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するものである。設計書の作成は、県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業の一つである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。 以上のことから、本業務は競争入札に適せず、同公社と随意契約を行うもの。	幡多土木事務所
111	（公社）高知県建設技術公社	瀬々川外7路河川災害測量設計積算委託業務	4,114,800	4,114,800	H30.9.25 ～ H30.2.28	○								○					台風18号の豪雨により幡多土木事務所管内の管理する6河川において、護岸等が被災を受けた。また、9月20日からの地すべりにより、当事務所管内の道路管理施設についても被災を受けた。 これらの箇所は、再度災害や被災の拡大防止のため、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧事業により復旧する必要がある。そのためには、測量・設計・積算を早急に行い、事業採択されるために査定を受けなければならない。 このため、高知県と同一の積算システムを唯一保有しており、設計書の作成業務を熟知し、早急な対応が可能な上記公社と随意契約を行うもの。（緊急委託業務）	幡多土木事務所
112	（公社）高知県建設技術公社	航空隊基地転落防止施設及びエプロン等整備工事積算施工管理委託業務	2,253,960	2,253,960	H29.6.26 ～ H30.1.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する行為の施工管理及び変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価を基に土木積算システムを使用して積算を行ったうえで、設計書として調製するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	消防政策課
113	（公社）高知県建設技術公社	津波避難案内板設置工事積算委託業務	702,000	702,000	H29.8.1 ～ H30.2.15	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	おもてなし課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
114	(公社)高知県建設技術公社	広域観光案内板修繕工事積算委託業務	354,240	354,240	H29.11.29 ～ H30.3.20	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて社会資本整備の推進に寄与することを目的として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	おもてなし課
115	(公社)高知県建設技術公社	足摺海洋館取水口改修調査技術支援委託業務	302,400	302,400	H29.4.19 ～ H30.3.25	○			○										本業務は新足摺海洋館の取水口改修に係る調査業務の設計書を作成するものであるが、地域観光課には技術職の職員が配置されていないため、高知県と同一の土木積算システムを保有する公社と単独随意契約を実施した。	地域観光課
116	(公社)高知県建設技術公社	新足摺海洋館造成設計技術支援委託業務	464,400	464,400	H29.5.1 ～ H29.11.30	○			○										本業務は新足摺海洋館の造成設計に係る調査業務の設計書を作成するものであるが、地域観光課には技術職の職員が配置されていないため、高知県と同一の土木積算システムを保有する公社と単独随意契約を実施した。	地域観光課
117	(公社)高知県建設技術公社	新足摺海洋館造成工事積算施工監理委託業務	2,430,000	0	H30.3.30 ～ H30.7.31	○				○	セ								本業務は新足摺海洋館の造成工事設計積算業務及び工事監理業務を実施するものであるが、地域観光課には技術職の職員が配置されていないため、高知県と同一の土木積算システムを保有する公社と単独随意契約を実施した。	地域観光課
118	(公社)高知県建設技術公社	坂本龍馬記念館地盤改良工事設計監督委託業務	969,840	969,840	H29.5.19 ～ H29.10.31	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するとともに請負工事の監督を実施するものである。 設計書の作成は、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。また、監督業務は、高知県建設工事監督規程に基づき、請負工事の監督を行い工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的（定款第3条）として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員（定款第6条）となって設立されている。同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は、高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。同公社以外は、監督業務の実績を有していない。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	文化振興課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
119	(公社)高知県建設技術公社	牧野植物園(仮称)ファミリー園等アクセス道路工事実施積算委託業務	421,200	421,200	H29.6.27 ～ H29.9.30	○			○										この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築行政に関する発注者支援業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	環境共生課
120	(公社)高知県建設技術公社	牧野植物園(仮称)ファミリー園等整備工事実施積算委託業務	1,101,600	1,101,600	H30.1.23 ～ H30.3.25	○				○	セ								この業務は、高知県が発注する工事の実施設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調整するものである。 公益社団法人高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する法人が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築行政に関する発注者支援業務」を推進するため、高知県と同一の積算システムを保有しており、設計書の作成業務を熟知している。同公社以外は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないため。	環境共生課
121	(公社)高知県建設技術公社	平成29年度こうちの木の住まいづくり助成事業実施確認業務委託	2,901,960	2,901,960	H29.8.1 ～ H30.3.30	○				○	セ								建築に関する専門的な知識を有し、かつ建築現場へ日常的に業務として訪問する事業者に、補助事業の施工状況等の確認と書類審査を委託することにより、効率的に検査を行うため。	木材産業振興課
122	(公社)高知県建設技術公社	高知市西部地区(高知沖12工区)水産環境整備施工管理委託業務	1,836,000	0	H28.10.22 ～ H29.5.22	○				○	セ								高知県建設技術公社は、地方公共団体の建設行政の補完・支援団体として県や市町村等が出資し設立した行政代行機関である。県から職員を派遣し建設工事の積算・施工管理・検査等、発注者支援機関として実績を積み重ねている本県唯一の公的機関である。 この業務は、漁港漁場課が実施している浮魚礁製作設置における段階確認等を県職員に代わり行うものであり、特殊な工事内容に精通している必要がある。また、現地の状況変化に伴う変更処理の指示など専門的な行政判断が必要なことから、公的機関であり、これまでも浮魚礁に関する同様の業務に携わってきた上記公社と契約するものである。	漁港漁場課
123	(公社)高知県建設技術公社	高知西部地区(沖の島沖11工区)水産環境整備施工管理委託業務	1,736,640	0	H29.5.30 ～ H30.2.15	○				○	セ								高知県建設技術公社は、地方公共団体の建設行政の補完・支援団体として県や市町村等が出資し設立した行政代行機関である。県から職員を派遣し建設工事の積算・施工管理・検査等、発注者支援機関として実績を積み重ねている本県唯一の公的機関である。 この業務は、漁港漁場課が実施している浮魚礁製作設置における段階確認等を県職員に代わり行うものであり、特殊な工事内容に精通している必要がある。また、現地の状況変化に伴う変更処理の指示など専門的な行政判断が必要なことから、公的機関であり、これまでも浮魚礁に関する同様の業務に携わってきた上記公社と契約するものである。	漁港漁場課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
124	(公社)高知県建設技術公社	高知市内県立学校共同グラウンド改修工事測量設計積算委託業務	3,984,120	0	H28.7.8 ～ H29.9.30	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
125	(公社)高知県建設技術公社	高吾地域拠点校・敷地外駐輪場土木造成工事測量設計積算施工管理委託業務	2,062,800	2,062,800	H29.5.9 ～ H30.7.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
126	(公社)高知県建設技術公社	須崎工業高校ブロック塀等改修工事測量設計積算施工管理委託業務	4,622,400	4,622,400	H29.5.13 ～ H30.11.30	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
127	(公社)高知県建設技術公社	室戸高校ブロック塀等改修工事施工管理委託業務	2,851,200	2,851,200	H29.6.23 ～ H30.5.31	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
128	(公社)高知県建設技術公社	安芸高校野球場整備工事測量設計積算委託業務	7,936,920	7,936,920	H29.6.23 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
129	(公社)高知県建設技術公社	中村特別支援学校ブロック塀等改修工事測量設計積算委託業務	6,989,760	6,989,760	H29.7.11 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
130	(公社)高知県建設技術公社	窪川高校ブロック塀等改修工事測量設計積算委託業務	4,220,640	4,220,640	H29.7.11 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
131	(公社)高知県建設技術公社	梼原高校ブロック塀等改修工事測量設計積算委託業務	4,395,600	4,395,600	H29.7.29 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
132	(公社)高知県建設技術公社	中芸高校ブロック塀等改修工事測量設計積算委託業務	8,411,040	8,411,040	H29.7.29 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
133	(公社)高知県建設技術公社	嶺北高校ブロック塀等改修工事測量設計積算委託業務	3,769,200	3,769,200	H29.7.31 ～ H30.3.25	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
134	(公社)高知県建設技術公社	窪川高校実習地擁壁改修工事測量設計積算委託業務	1,339,200	1,339,200	H29.10.31 ～ H30.1.28	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
135	(公社)高知県建設技術公社	窪川高校実習地擁壁改修工事施工管理委託業務	1,042,200	1,042,200	H30.2.15 ～ H30.6.24	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課
136	(公社)高知県建設技術公社	県立学校共同グラウンド改修工事積算・施工管理委託業務	1,716,120	1,716,120	H29.11.2 ～ H30.5.10	○				○	セ								建設技術公社は高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知しているが、他社は高知県と同一の土木積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできない。また、同公社は、高知県や市町村が発注した工事の監督業務に関して、多くの実績を有し、監督業務に精通している。 以上のことから、本業務は競争入札に適さず、同公社と随意契約を行うものである。	学校安全対策課・高等学校課
137	(公社)高知県建設技術公社	青少年センター陸上競技場改修測量設計委託技術支援委託業務	572,400	572,400	H29.4.28 ～ H30.3.31	○				○	セ								高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書等の作成業務を熟知していることに加え、同公社以外は同一の積算システムを保有していないことから競争入札には適さないため。	生涯学習課

No.	団体名	業　務　名	契約金額(円)	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由										具体的な理由	県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項											
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の(2)	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
138	(公社)高知県建設技術公社	青少年センター陸上競技場改修工事実施設計書作成委託業務	853,200	853,200	H30.2.27 ～ H30.3.31	○				○	セ								高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書等の作成業務を熟知していることに加え、同公社以外は同一の積算システムを保有していないことから競争入札には適さないため。 また、青少年センター陸上競技場改修測量設計委託業務を実施するために必要な技術支援にも当初から携わっており、現場の状況や協議経過を十分に熟知しているため。	生涯学習課
139	(公社)高知県建設技術公社	敷地進入路整備工事設計積算施工管理委託業務	1,838,160	1,838,160	H29.5.22 ～ H30.1.31	○				○	セ								本業務は、敷地進入路整備工事の積算業務を含んでおり、一般の建設コンサルタントに発注することは適当でない。 また、当課には専任の土木技術職員が配置されておらず、積算業務を行うことのできる職員がいない。 これらのことから、高知県内で積算業務を行うことのできる唯一の公的機関である公益社団法人高知県建設技術公社と随意契約を行う。	新図書館整備課
140	(公社)高知県建設技術公社	病弱特別支援学校整備工事測量設計積算委託業務	6,220,800	6,220,800	H30.3.29 ～ H30.12.23	○				○	セ								本業務は、高知県が発注する工事の実施設計書や変更設計書を作成するもので、高知県の積算基準及び積算単価をもとに土木積算システムを使用して積算を行った上で、設計書として調製するものである。 (公)高知県建設技術公社は、県及び市町村の建設・建築行政の補完支援を通じて、豊かな地域づくりを促進し、県民の福祉の向上と社会資本整備の推進に寄与することを目的(定款第3条)として、高知県及び市町村並びに公社の目的に賛同する団体が社員(定款第6条)となって設立されている。 同公社は定款に記載されている事業のひとつである「建設・建築事業に関する発注者支援の業務」を推進するために、高知県と同一の土木積算システムを保有しており、設計書の作成業務等を熟知している。 同公社以外は、高知県と同一の積算システムを保有していないため、設計書を作成する業務はできないことから競争入札には適さず、同公社と随意契約を行うものである。	特別支援教育課
141	(公社)高知県建設技術公社	高知城内園路修繕等工事積算・施工管理委託業務	2,030,400	0	H28.11.10 ～ H29.7.20	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工管理、工事の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課
142	(公社)高知県建設技術公社	高知公園駐車場既存ﾄｲﾚ撤去工事積算・施工管理委託業務	1,101,600	1,101,600	H29.6.2 ～ H30.1.27	○				○	セ								土木工事設計書の積算や施工管理、工事の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課
143	(公社)高知県建設技術公社	高知県立埋蔵文化財センター水路擁壁改修工事積算・施工管理委託業務	1,008,720	1,008,720	H29.6.15 ～ H29.12.21	○				○	セ								土木工事設計書の積算管理や工事施工の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課
144	(公社)高知県建設技術公社	高知公園三ノ丸ﾄｲﾚ外構工事積算・施工管理委託業務	1,123,200	1,123,200	H29.6.29 ～ H29.12.25	○				○	セ								土木工事設計書の積算管理や工事施工の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課
145	(公社)高知県建設技術公社	高知公園板垣像周辺斜面工事積算・施工管理委託業務	1,465,560	1,465,560	H29.6.29 ～ H29.12.25	○				○	セ								土木工事設計書の積算管理や工事施工の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課
146	(公社)高知県建設技術公社	札所寺院測量調査発注図書作成支援委託業務	280,800	280,800	H29.10.19 ～ H30.3.30	○				○	セ								土木工事設計書の積算管理や工事施工の指導監督については、県の土木行政を技術的に支援している公益社団法人高知県建設技術公社に委託して実施することが最適と判断	文化財課

No.	団体名	業　務　名	契約金額（円）	うちH29年度	契約期間	随意契約の方法			随意契約の理由											県の担当課
						単独随契	競争見積	公募プロポ	地方自治法施行令第167条の2第1項										具体的な理由	
									1号	2号	契約事務の適正化要綱第2の1の（2）	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
147	高知県土地開発公社	烏川広域河川改修工事	10,064,320	0	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
148	高知県土地開発公社	下井川広域河川改修工事	193,925,000	0	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
149	高知県土地開発公社	下井川河川改修工事	10,000,000	0	H30.3.26 ～ H31.3.31	○				○	セ								当該事業の委託業務は、用地取得及び補償業務であるため、高知県が公共用地の取得を目的として設立した高知県土地開発公社に委託するものである。	用地対策課
150	（公財）高知県のいち動物公園協会	高知県立のいち動物公園の管理代行業務	1,916,620,000	382,549,000	H26.4.1 ～ H31.3.31	○				○	セ								専門性を有する業務特性により、他に運営できる団体がいない。	公園下水道課
151	高知県住宅供給公社	県営住宅管理代行等業務	427,243,287	427,243,287	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								管理代行は、公営住宅法の規定により地方住宅供給公社又は市町村のみ行うことができるものと定められているため。 （市町村受託意思なし）	住宅課
152	高知県住宅供給公社	県職員住宅管理委託業務	32,608,676	32,608,676	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								公社には建築士が複数名在籍しており専門的な知識に基づいた修繕等が可能であり、修繕工事等の施工管理も県と同様のチェック機能が担保されている。 また、公社は職員住宅の他に県営住宅と教職員住宅の管理業務も併せて行っており、そのことでのスケールメリットによって効率的に業務を行うことができるとともに、これらの住宅の維持管理業務を行うことで得られたノウハウを活用した委託業務を行うことが可能であるため。	職員厚生課
153	高知県住宅供給公社	教職員宿舎管理委託業務	33,067,229	33,067,229	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								県下全域に点在する教職員住宅の一括管理には、県営住宅及び県職員住宅の管理業務も受託している公社の住宅管理に関する蓄積されたノウハウが必要であり、また、老朽化が進んでいる教職員住宅の適切な維持管理には公社の持つ技術力等が有効に活用されることが見込まれるとともに、過去の教職員住宅管理委託業務も誠実かつ確実に実行されている。 また、県内に同公社と同様のノウハウを有する法人が存在しないため。	教職員・福利課
154	（公財）暴力追放高知県民センター	不当要求防止責任者講習事業	1,038,000	1,038,000	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号により、公安委員会からの委託を受けて同法第14条第2項の講習業務を行える県内唯一の法人であるため。	組織犯罪対策課
155	（公財）暴力追放高知県民センター	暴力団排除運動支援事業	2,958,000	2,958,000	H29.4.1 ～ H30.3.31	○				○	セ								（公財）暴力追放高知県民センターは、民間の暴力追放組織に対する援助等の事業を展開し、更に、同センターが中核となって、平成19年に宿毛地区みかじめ料等縁切り同盟を結成し、以降中村地区・高知地区・建設業・遊技業・不動産業における「縁切り同盟」立ち上げの支援活動を行っており、本事業のノウハウやデータを蓄積している唯一の団体であるため。	組織犯罪対策課